



資料2-1

第202400290548号

令和7年3月3日

鳥取海区漁業調整委員会
会長 板倉 高司 様

鳥取県農林水産部水産振興局
局長 鈴木 由香利
(公印省略)

特定水産資源するめいかの令和7管理年度における知事管理区分
に配分する漁獲可能量について (諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定
により、別紙のとおり知事管理漁獲可能量を定めたいので、同条第2項の規定
により諮問します。

(担当 漁業調整課 野々村、電話0857-26-7303、ファクシミリ
0857-26-8131)

【別紙】

特定水産資源するめいかに関する令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる数量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分について、同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
鳥取県するめいか漁業	現行水準

鳥取県資源管理方針に定める特定水産資源「するめいか」の知事管理区分に配分する

漁獲可能量について

○農林水産大臣から配分通知資料のとおり、漁業法第 15 条に基づき特定水産資源するめいか及びぶりについて、令和 7 管理年度（するめいか：令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日）の都道府県別漁獲可能量の配分が示された（同時に通知のあったすけとうだらは系群外のため、配分はなかった）（資料 2-3）。

○なお、ぶりに関しては、4 月と 7 月の管理開始グループがあり、水産庁より、鳥取県は 7 月管理開始グループであるため、鳥取県資源管理方針の改定および知事管理漁獲可能量の設定は、6 月中旬～下旬で良いと指導があった（7 月管理開始のまさば・ごまさばと同時のイメージ）。

○都道府県知事は都道府県資源管理方針に定めた魚種について、漁業法第 16 条の規定に基づき、海区漁業調整委員会の意見を聞き、農林水産大臣の承認を受けた上で、知事管理区分に配分する量（知事管理漁獲可能量）を定め、管理する必要がある。

○鳥取県の漁獲可能量は「現行水準」(*)となっており、鳥取県資源管理方針による、するめいかの鳥取県知事管理区分は「鳥取県するめいか漁業」のみであり、鳥取県資源管理方針により、漁獲可能量の知事管理区分への配分量は「全量を鳥取県するめいか漁業へ配分する」こととなっていることから、するめいか漁業の知事管理漁獲可能量を「現行水準」と定めるもの。

(*)全体の漁獲量のうち、おおむね 80%の漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量が明示されるが、それ以外の県については、「現行水準」として配分される。この場合、目安となる数量が別途示されるが、著しく漁獲量が増加しないかぎり基本的に数量管理は必要ない（漁獲量の報告は必要）。

1. 農林水産大臣からの本県への配分（資料 2-3）

令和 7 管理年度鳥取県割当数量（知事管理分）

するめいか：現行水準（目安数量 50t 未満）

<参考：するめいか漁獲量>（単位：t）

年	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
TAC 報告量	56	92	74	66	74	43	87

※2018～2024 年の平均漁獲量は 70t であり、令和 7 管理年度の現行水準（目安数量 50t 未満）より若干多いが、水産庁に相談したところ、元々の現行水準の目安数量が 50t 未満と少ないので、多少超えても、問題ないとのこと。

<参考：令和 7 管理年度するめいか TAC 配分>

全体の漁獲可能量 19,200 トン

※TAC を導入した 1998 年以降で最低値。スルメイカは主に日本海を漁獲とする秋季系群と太平洋側の冬季系群の資源が同時に減少しているため、令和 6 管理年度まで 3 年間一定の 79,200 トンから 76%減。ただし、水産庁は想定以上に良好な加入が発生した場合は、数量変更を速やかに対応するとしている。

●大臣管理分（単位：t）

沖合 底びき網漁業	大中型 まき網漁業	大臣許可 いか釣り漁業（30t 以上）	小型するめ いか釣り漁業（5t 以上 30t 未満）
2,600	600	2,300	2,800

●知事管理分（5t 未満）（単位：t）

都道府県名	北海道	富山県
TAC 配分	1,300	700

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、神奈川県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、**鳥取県**、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県及び鹿児島県については、現行水準

●留保枠（単位：t）6,700

2. 公表までの流れ（資料 2-4）

海区委員会への諮問⇒答申⇒農林水産大臣への承認申請⇒承認⇒公表（ホームページ）



6 水管第 3388 号
令和 7 年 2 月 17 日

鳥取県知事 殿

農林水産大臣 江藤 拓

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びぶりに関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

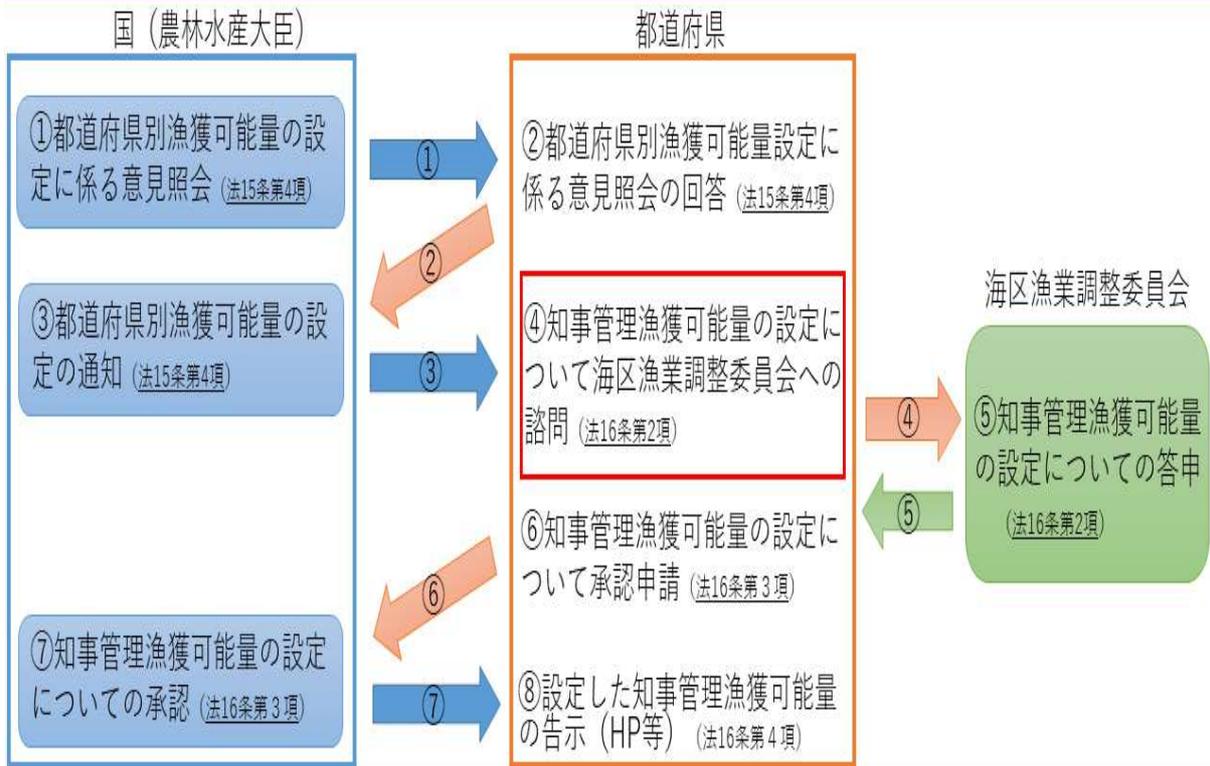
すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びぶりに関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びぶりに関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量 (トン)	基本シェア (%)	現行水準の場合の目安数量 (トン)
すけとうだら太平洋系群			
すけとうだら日本海北部系群			
すけとうだらオホーツク海南部			
すけとうだら根室海峡			
するめいか	現行水準	0.26%	50 トン未満
ぶり	101,000 トンの内数	—	

知事管理漁獲可能量の設定手続き



〈参考〉漁業法（一部抜粋）

（農林水産大臣による漁獲可能量等の設定）

第15条 農林水産大臣は、資源管理基本方針に即して、特定水産資源ごと及びその管理年度ごとに、次に掲げる数量を定めるものとする。

一 漁獲可能量

二 漁獲可能量のうち各都道府県に配分する数量（以下この章において「都道府県別漁獲可能量」という。）

三 漁獲可能量のうち大臣管理区分に配分する数量（以下この節及び第百二十五条第一項第四号において「大臣管理漁獲可能量」という。）

2～3略

4 農林水産大臣は、都道府県別漁獲可能量を定めようとするときは、関係する都道府県知事の意見を聴くものとし、その数量を定めたときは、遅滞なく、これを当該都道府県知事に通知するものとする。

5～6 略

（知事管理漁獲可能量の設定）

第16条 都道府県知事は、都道府県資源管理方針に即して、都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する数量（以下この節及び第百二十五条第一項第四号において「知事管理漁獲可能量」という。）を定めるものとする。

2 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

4 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、知事管理漁獲可能量の変更について準用する。この場合において、第三項中「定めようとするとき」とあるのは、「変更しようとするとき（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）」と読み替えるものとする。

6 都道府県知事は、前項において読み替えて準用する第三項の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。